

令和 3 年 6 月 10 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18H00803

研究課題名(和文) 刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析

研究課題名(英文) Comprehensive Analysis of the Expansion and the Advancement of Lawyering in Criminal Fields

研究代表者

宮澤 節生 (Miyazawa, Setsuo)

龍谷大学・公私立大学の部局等・研究員

研究者番号：60001830

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、(1) 刑事分野の弁護士活動が犯罪被害者支援をはじめとして「多様化」している状況と、(2) 刑事弁護が「熱心弁護」の方向で「高度化」している状況を分析し、それらの将来的課題を検討することであった。データは、弁護士に対する各1時間半程度のインタビュー78件と、全国弁護士のランダムサンプルに対するウェブ調査への914人の回答(回答率19.6%)によって収集した。これまでの分析は、司法制度改革のインパクトに注目する視点から刑事弁護の高度化に集中しており、成果は、国際学会2回、国内学会2回、国内雑誌特集1回、国内雑誌連載1回などで公表してきた。内容の詳細は次ページ以下に記載する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

刑事弁護の実証研究は1990年代以後行われておらず、特に2001年以後司法制度改革のインパクトを取り上げるのは本研究が初めてであり、犯罪被害者支援をはじめとする新たな分野に対する実証研究は本研究が初めてであり、さらに弁護士業務の全体構造の中での刑事分野の位置づけを計量的に解明することも本研究が初めてであった。本研究の学術的意義は極めて大きい。また、刑事弁護と新たな分野の両面において、法科大学院教育・司法修習、研修制度・名簿制度、国選報酬、ネット利用、法テラス・都市型公設事務所・NPO法人などの組織的基盤、その他の推進要因・阻害要因と将来的課題を検討することは、大きな社会的・政策的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：This research has tried to explore the situation of (1) the expansion of lawyering related to criminal justice into crime victim assistance and other new fields and (2) the advancement of criminal defense lawyering in terms “zealous advocacy” and to analyze their challenges for the development in the future. Data have been collected through (1) interviews of 78 attorneys each of which lasted one and a half hours on the average and (2) 914 usable responses to a web survey conducted with a random sample of attorneys in the entire country. Data analysis has so far focused on the advancement of criminal defense lawyers, and interim reports have been presented at two international academic conferences, two domestic academic conferences, a symposium issue in a domestic academic journal, and a series of articles in a domestic academic journal. Details of findings are described below. Data analysis is still being conducted, particularly regarding the expansion of new fields.

研究分野：法社会学、犯罪社会学

キーワード：弁護士 刑事弁護 熱心弁護 犯罪被害者支援 都市型公設事務所 法テラス法律事務所 スノーボー  
ル法 ウェブ調査

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、刑事分野における弁護士活動の「多様化」と「高度化」を分析対象としている。刑事分野における弁護士活動に関する実証研究は、刑事弁護に関するものが先行したので、研究開始当初の背景に関する説明も、刑事弁護から始める。

### (1) 刑事弁護に関する研究状況

刑事弁護に関する実証研究は 1990 年代に一定の高まりを見せた。代表的な業績は以下のとおりである：千葉大学弁護士業務研究会「千葉県における刑事弁護活動 (1) (2)」千葉大学法学論集 4 巻 2 号・5 巻 1 号 (1990 年)；村山眞維「刑事国選弁護の実証的研究」財団法人法律扶助協会編『リーガル・エイドの基本問題』(財団法人法律扶助協会、1992 年)；畑浩人「刑事弁護の実像を求めて—神戸と福岡における法廷観察と面接調査から—」六甲台論集 40 巻 1 号 (1993 年)；畑浩人「刑事弁護の全体像—起訴前・第一審公判の実態調査から—」法社会学 46 号 (1994 年)；村山眞維「東京における刑事弁護活動」法社会学 47 号 (1995 年)；村山眞維「法律業務の社会組織と刑事弁護—札幌・青森調査から—」千葉大学法学論集 10 巻 3 号 (1996 年)；畑浩人「刑事専門弁護士の活動スタイル—1 年間にわたる観察調査から—」法社会学 49 号 (1997 年)；畑浩人「刑事弁護活動の日常と刑事弁護士論の展開：『刑事専門』弁護士の観察研究によって」神戸法學雑誌 48 巻 2 号 (1998 年)；デイビッド・T・ジョンソン (大久保光也訳)『アメリカ人のみた日本の検察制度』(シュプリングー・フェアラーク東京、2004 年、原書 2002 年) 90-108 頁。

これらの研究によれば、当時の刑事弁護は、「熱心弁護」(zealous advocacy) と評価しうる高度の刑事弁護を行っている者がごく少数存在し、他に、いわゆる「辞め検」を中心として「熱心弁護」とは言えないものの件数としては多いという意味で刑事弁護専門家と呼びうる者が程度存在するものの、大多数は民事業務の中でごく少数の国選弁護を義務的に担当する者であって、その基本的姿勢は「検察協動的」なものであると理解されていた。日本の刑事裁判における検察官と弁護士の関係を参加観察したジョンソンなどは、有罪を認めない依頼者に対して説諭する例すら報告している。そのような基本的姿勢の要因として指摘されていたのは、被疑者国選と証拠開示の欠如、国選報酬の低さ、検察に対抗しうる組織性の欠如などである。

そのような認識を踏まえて、刑事弁護の財政基盤の改善と組織化を中心とする改善提案が行われるようになった。1990 年代の代表的論稿は、以下のとおりである：笠井治「プロフェッションとしての刑事弁護」宮川光治他編『変革の中の弁護士 (下)』(有斐閣、1993 年)；後藤昭「刑事弁護充実の方策」宮澤節生他編『21 世紀司法への提言』(日本評論社、1998 年)。

それらの議論の中で 1999 年に設置された司法制度改革審議会は、2001 年に最終報告を発表し、それに基づいて、刑事手続に関しても公判前整理手続 (2005 年)、証拠開示の拡充 (2006 年)、被疑者国選制度 (同年)、裁判員裁判 (2009 年) などが導入され、弁護士が取りうる手段が拡大するとともに、弁護士に要求される水準も高まるようになった。また、組織的基盤については、一部の大規模弁護士会が自己の支援によって都市型公設事務所を開設し (2001 年から)、国の機関としては日本司法支援センター (法テラス) が開設されて、それに付置された各地の法テラス法律事務所が常勤弁護士を擁するようになった。それらを背景として、刑事弁護の「高度化」が、組織化を含めてある程度実現されつつあるという議論が現れるようになった。その代表的なものは、以下のとおりである：下村忠利・高山巖「誰がなんと言おうとあなたの味方です」法学セミナー 656 号 (2009 年)；岡慎一・神山啓史「21 世紀—司法改革と刑事弁護—」後藤昭他編著『実務体系 現代の刑事弁護 3』(第一法規、2014 年)；浦功他「座談会 日本の刑事弁護の到達点と課題」；西村健「弁護技術の向上」浦功編『新時代の刑事弁護』(成文堂、2017 年)；村岡啓一「刑事弁護人はどんな人たちか」後藤昭編『シリーズ刑事司法を考える 第 3 巻』(岩波書店、2017 年)。

しかし、これらは、刑事弁護高度化の最先端を担っている弁護士自身の議論であって、研究者が自らデータを収集した実証研究は、ほとんど行われていなかった。わずかに存在していたのは、2010 年に日本弁護士連合会 (日弁連) が行った弁護士の経済基盤に関する調査のデータを二次分析した、下記の計量分析である：武士侯敦「刑事弁護の担い手」後藤昭他編著『実務体系現代の刑事弁護 1』(第一法規、2013 年)；高橋裕「弁護士役割の地域特性」佐藤岩夫・濱野亮編『変動期の日本の弁護士』(日本評論社、2015 年)。

もちろん、刑事弁護の全般的状況を量的に把握することは不可欠であるが、刑事弁護の「高度化」の実態は、質的データを収集しなければ把握することができない。したがって、司法制度改革以後の諸制度の導入や弁護士会の自己努力を背景とする刑事弁護の「高度化」の実態を、質的データと量的データを組み合わせて総合的に分析することが、未開拓の研究課題として存在していた。それが、本研究の課題のひとつである。

### (2) 刑事分野弁護士活動の多様化に関する研究状況

刑事弁護以外の刑事分野における弁護士活動としては、もちろん従前から少年事件における付添い人活動があるが、それは刑事弁護の延長上にあるものとして位置づけることができる。それに対して、2009 年に導入された刑事裁判への被害者参加制度は、刑事分野で刑事弁護に対

置される活動を導入した。また、それに先立って、加害者と被害者の対話によって刑事司法の発動なしに犯罪を処理しようとする修復的司法の活動が、2001年に弁護士自身の努力によって始められているし、より最近では、捜査段階で医療機関や社会福祉機関と連携することによって刑事手続の発動を回避しつつ社会復帰を図る、司法ソーシャルワークや治療的司法と呼ばれる活動に関わる弁護士も現れている。それらに関する最近の論稿としては、例えば以下のものがある：山田由紀子・岡崎慎子「被害者と加害者の対話から修復的司法を実現する」季刊刑事弁護 86号（2016年）；千葉県社会福祉会・千葉県弁護士会『刑事司法ソーシャルワークの実践』（日本加除出版、2018年）；指宿信（監修）『治療的司法の実践』（第一法規、2018年）。

しかし、これらもまた、当事者の著作であって、研究者が独自にデータを収集して実態分析を行ったものは皆無である。したがって、これらの新たな分野への「多様化」の実態を解明することが、本研究のもうひとつの課題とされた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、前記の研究状況を踏まえて、刑事弁護の「高度化」と刑事弁護以外の刑事分野弁護士活動の「多様化」の状況を、質的・量的なデータによって実証的かつ総合的に分析し、それぞれの推進要因・阻害要因を解明することを通して、将来の発展のための課題を検討することにある。

その際、過去の刑事弁護研究に存在しなかった視点として、弁護士業務の「社会構造」の中に刑事分野の活動を位置づけるという視点を導入する。弁護士業務の「社会構造」という概念は、1975年と1995年にシカゴの弁護士業務を分析した、ジョン・P・ハインツ他（宮澤節生監訳）『アメリカの大都市弁護士』（現代人文社、2019年）によって導入されたものであって、弁護士界全体が少数の業務分野に分割されており、弁護士の性別・社会的出自・教育背景が一定の実務環境と業務分野に結び付いていることを主張したものであるが、我が国の刑事分野活動については、性別・地域別の差異を検討した研究はあるが、弁護士業務の全体的構造の中に位置づけて分析した研究は存在しない。そのために、過去の刑事弁護調査では行われたことがない、全国弁護士のサンプルに対する大規模な計量分析もまた、本研究の目的とされた。

## 3. 研究の方法

研究方法は、質的データを収集するためのインタビュー調査と、量的データを収集するための全国弁護士のサンプルに対する質問紙調査である。

調査は、「熱心弁護」の「高度化」で評価を得ている弁護士のスノーボール・サンプリングに基づく対面インタビューで開始し、2018年5月～2019年1月（以下「第一期」）に22件のインタビューを行った。インタビューはすべて研究代表者が行い、毎回研究分担者1名以上もインタビューを分担した。インタビューは、A4用紙3枚程度の質問リストに基づいて行う「半構造化インタビュー」で、平均1時間半程度を要するインテンシブなものであった。その成果は、アジア犯罪学会2018年度大会における個別報告と、日本法社会学会2019年度大会におけるミニ・シンポジウムで発表するとともに、それらに基づく論稿を、青山法務研究論集18号（2019年）の特集と季刊刑事弁護101号～104号（2020年）の連載で出版した。

その後、同じ手法で第二期（2019年2月～8月）インタビュー25件と第三期（2019年12月～2020年2月）インタビュー25件を行ったのに続いて、2020年3月～4月に、「弁護士活動全体における刑事分野の位置づけ」に関するウェブ調査（弁護士ランダムサンプル4,672人、回収サンプル1,436人）を実施し、有効サンプル914人（回収率19.6%）を得た。2020年5月以降（第四期）は、ウェブ調査のデータ分析を行う一方で、ウェブ調査でインタビューに同意した者に対するインタビューを行い、対面とリモートで21件実施した。これらは、ウェブ調査と同じ質問紙に回答を求めたうえで追加質問を行う「構造化インタビュー」である。

データ分析はウェブ調査が先行し、その第1報を福岡大学法学論叢65巻4号（2020年）で出版したあと、日本法社会学会2020年度大会のミニ・シンポジウムと、アメリカ法社会学会2020年度大会の個別報告で発表した。現在、福岡大学法学論叢への第2報を準備するとともに、インタビュー・データの分析と補充を進めている。

## 4. 研究成果

以下では、最新の発表である日本法社会学会2020年度大会（5月22日）ミニ・シンポジウムでの報告に基づいて、ウェブ調査による主要知見の一部を要約して記載する。今後分析を深め、インタビュー・データを組み合わせ、より総合的な成果の報告に取り組むつもりである。

(1) **刑事分野に割く業務時間の割合**：本調査では、通常業務、法テラス業務、公益業務の総計を業務時間と定義して、その中で、民事・行政事件の依頼者類型別と刑事分野の類型別に、合計100%になるように業務時間割合を質問した。この形で業務時間割合を調査したのは、本調査が初めてである。下の表で、平均値は我が国弁護士の平均的時間配分を示し、標準偏差は弁護士間における差異の大きさを示す。これによれば、弁護士の業務時間の平均12.1%が刑事弁護と少年知基礎委任業務に割かれており、0.9%が犯罪被害者支援を中心とする新たな刑事分

野活動に割かれている。先例のない調査法のため、他の調査とただちに比較して過去との変化の状況を分析することはできないが、今後の調査が増減を検討するベースラインを提供した意義は大きいと考える。

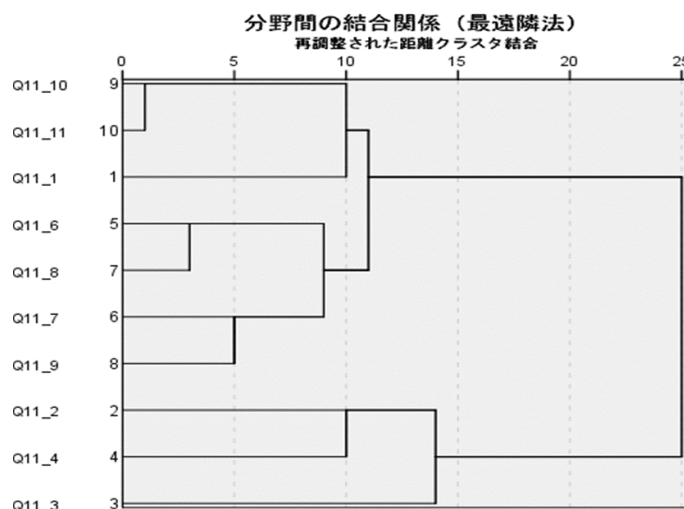
業務分野時間配分割合の分布

業務分野	回答計	平均(%)	標準偏差
(1)民事・行政分野 個人依頼者	914	45.3	29.4
(2)民事・行政分野 中小企業依頼者	914	21.9	20.9
(3)民事・行政分野 大企業依頼者	914	15.8	28.5
(4)民事・行政分野 官公庁依頼者	914	2.3	7.7
(5)民事・行政分野 その他の依頼者	914	1.8	9.4
(6)刑事分野 国選弁護	914	8.3	11.9
(7)刑事分野 私選弁護	914	2.9	7.1
(8)刑事分野 国選付添い	914	0.7	2.3
(9)刑事分野 私選付添い	914	0.2	1.1
(10)刑事分野 国選被害者支援	914	0.3	2.4
(11)刑事分野 私選被害者支援	914	0.3	1.6
(12) その他の刑事分野 (人)	914	0.3	3.9

(2) 刑事分野各類型の相互関係

係:各類型別の時間割合のピアソン相関係数を計算し、それを用いてクラスター分析を行った。

縦軸の Q11\_10 などの右端の数字は上の表の類型を示し、横軸の数字は距離の遠さを示す。(内容が特定し難い類型 5・12 は削除) 上から、①国選・私選被害者支援と民事・行政事件個人依頼者、②国選・私選の刑事弁護・少年付添い、③民事・行政事件の中小企業・官公庁・大企業依頼者という 3 つのクラスターが確認できる。本研究の目的との関係で最大の発見は、被害者支援は、刑事弁護よりも、個人依頼者の民事・行政事件との関係のほうが強いということである。このことは、今後の分析において、刑事弁護・少年付添いと被害者支援を同一類型として分析すべきではなく、作用する要因にも差異がある可能性を考慮すべきであることを意味する。ただし、①②は、弁護士業務の全体構造の中では③と対置されるクラスターを構成しており、刑事と民事・行政の双方において個人依頼者の比重が高いという点では共通性を有している。



(3) 業務分野の評価における刑事分野の位置:業務分野の相互関係を分析するひとつの方法として、弁護士自身が各業務分野の性格をどのように評価しているかを尋ねることが行われてきた。我が国での最近の例としては、2010年に日弁連が全国弁護士にランダムサンプルに対して行った調査がある(自由と正義 61 巻臨時増刊号)。そこでは、39 の分野について、「知的・技術的難易度が高い」「社会的意義が高い」「収益性が高い」という評価に同意するかどうか尋ねられた。本研究では、調査票を短縮するために、各評価で刑事分野を除いてトップ 3 位の分野を抽出し、それに刑事弁護、少年事件、犯罪被害者支援を追加して、合計 12 分野とした。それが上の表の 12 分野である。他方、前掲『アメリカの大都市弁護士』が業務分野の「威信」を測定したことを参考にして、「威信」に代わるより日常的な言葉として「尊敬」を選択し、「他の多くの弁護士から尊敬される」という評価に同意するかどうか尋ねた。回答は 5 択としたが、上の表では 2 つの肯定的回答の合計%とランクを示している。日弁連調査ではトップに評価された刑事分野の「社会的意義」評価がかなり低下しているが、これが弁護士界内部

評価_全国	難易度		意義		収益性		敬意	
	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R
交通事故(被害者側)	0.442	9	0.563	10	0.614	4	0.087	11
医療事故(患者側)	0.933	2	0.780	4	0.176	7	0.474	2
医療事故(医療機関側)	0.890	3	0.603	8	0.513	5	0.241	10
消費者問題(被害者側)	0.559	6	0.849	2	0.055	8	0.442	3
遺言・相続	0.299	12	0.438	12	0.668	3	0.065	12
環境・公害問題(被害者側)	0.816	5	0.871	1	0.018	11	0.573	1
労働問題(労働者側)	0.520	7	0.692	7	0.214	6	0.265	9
企業合併・買収	0.884	4	0.521	11	0.814	1	0.292	8
知的財産	0.938	1	0.595	9	0.676	2	0.385	7
刑事弁護	0.423	11	0.772	5	0.031	9	0.416	5
少年事件	0.496	8	0.788	3	0.014	12	0.426	4
犯罪被害者支援	0.431	10	0.762	6	0.023	10	0.391	6

における刑事分野の活動にどのように影響しているか、質的データで確認したい。

(4) 刑事弁護と犯罪被害者支援に費やす時間割合と弁護士属性:①それぞれ国選と私選を合計し、刑事弁護、少年付添い、犯罪被害者支援に費やす時間割合を計算して、性別、年齢、所属弁護士会、所属事務所の種類・規模、事務所内の地位、他職経験、学歴との関係をクロス表

で分析した。ここでは刑事弁護についてのみ示すと、危険率 5%以下で有意性が現れたのは、年齢（刑事弁護 0%は 20 代が最低で 23.9%、60 代が最高で 64.7%、ただし刑事弁護 50%以上は 70 代以上が最高で 13.5%）、所属弁護士会（刑事弁護 0%は東京で最高で 51.1%、東京・大阪以外の高裁本庁所在地で最低で 18.5%、刑事弁護 50%以上は大阪が最高で 6.5%）、事務所の種類（刑事弁護 0%はひまわり基金事務所・都市型公設事務所が最低で 0%、企業内が最高で 79.1%）、事務所規模（刑事弁護 0%は単独事務所が最低で 41%、弁護士 101 人以上が最高で 69.0%）、他職経験（刑事弁護 0%は前職経験を有する者が 46.4%で、有しない者は 33.6%）、学歴（刑事弁護 0%は、旧司法試験合格者では平均 47.0%に対して、東京大学出身者が最高で 67.4%、新司法試験合格者では平均 27.1%に対して、東京大学法科大学院出身者が最高で 46.2%、とくに東京大学卒で同法科大学院の出身者は 53.6%）などであった。過去の研究に反して、検察官出身者の刑事弁護割合が有意に高いわけではなく、企業法務中心の大規模法律事務所に青田刈りされているという通念に反して、予備試験合格者の刑事弁護割合が有意に低いとは言えなかった。②これらの要因は相互に関連しあって刑事弁護分野への従事に作用していると考えられるから、刑事弁護割合を従属変数とする重回帰分析を行ったところ、危険率 5%以下で有意な回帰係数を示したのは、旧司法試験合格者では事務所規模のみであり、新司法試験合格者では事務所規模と所属弁護士会のみであった。決定係数も有意ではあるが 0.06 台と低く、より説明力のある要因の組み合わせを検討する必要性を示している。

(5) **刑事分野に従事しない理由**：刑事分野の時間割合が 0%の者に対して、「その他」を含む 11 の理由を提示して、該当するものすべてを選択させた。302 人が該当し、平均 3.9 個の理由を選択したが、上位 3 項目は、刑事分野に従事していないことの結果であるとも言える「依頼がない 80.3%」を除けば、「興味・関心がない 46.9%」「採算が取れない 41.9%」「向いていない 39.7%」であった。これらの者に刑事分野の担当を要求すべき理由はないであろう。

(6) **刑事分野の比重が高い者の理由**：刑事分野の時間割合が 25%以上の者に対して、「その他」を含む 11 の理由を提示して、該当するものすべてを選択させた。164 人が該当し、平均 3.9 個の理由を選択したが、上位 3 項目は、刑事分野に従事していることの結果であるとも言える「依頼がある 75.2%」を除けば、「必要技能への興味・関心 67.3%」「向いている 50.9%」「人権問題として興味・関心 49.1%」であった。好ましい結果であると言えよう。

(7) **人権問題としての興味・関心と必要な技能への興味・関心が生じた時期**：それぞれ、「その他」を含む 8 つの理由を示して該当するものすべてを選択させた。前者で平均 1.7 個、後者で平均 1.5 個選択された中で、前者の上位 3 項目は「大学時代 39.0%」「弁護士登録後の先輩弁護士との交流 33.8%」「司法修習 31.2%」で、後者の上位 3 項目は「司法修習 31.5%」「先輩弁護士との交流 31.5%」「法科大学院の刑事法関連授業 21.0%」であった。インタビュー調査で「熱心弁護」に注力している弁護士たちの多くが「法科大学院の臨床科目」の影響を熱く語っていたことに照らすと意外であるが、刑事弁護クリニックを有する法科大学院がきわめて少数であることを考えると、理解しうる結果であろう。

(8) **弁護手法に関する回答**：2019 年中に「捜査段階で黙秘を勧めた件数」「取調べへの立会いを求めた件数」「取調べの録音・録画を求めた件数」を質問した。そのうち「黙秘を勧めた件数」では、1 件が回答者の 19.7%、2 件以上が 18.9%で、1990 年代まで指摘されていた「検察協動的」弁護から変化しつつあることが窺われる。しかもその割合は、新司法試験合格者（1 件以上 30.7%）のほうが旧司法試験合格者（1 件以上 18.8%）よりも高い。法科大学院教育、司法修習、先輩弁護士の実務態様など、世代間変化に寄与した要因を分析すべきであろう。

(9) **裁判員裁判と無罪判決の経験**：裁判員裁判の経験は、ゼロが回答者の 69.9%であるのに対して、80 件という者も存在する。無罪経験は、ゼロが回答者の 82.0%であるのに対して、16 件という者も存在する。裁判員裁判経験の割合も無罪判決経験の割合も東京が最低であるが、これは刑事弁護に従事している者の中で再分析する必要があるであろう。

(10) **刑事弁護割合と収入**：収入 2,000 万円以上の者は、刑事弁護 0%の者では 32.2%であるのに対して刑事弁護 50%以上の者では 1%にすぎず、刑事弁護の収益性の低さに関する評価に一致しているが、刑事弁護 0%の者では収入 70 万円以下も最大であり、複雑である。

(11) **刑事分野割合と全般的満足度および将来不安**：「弁護士としての全般的満足度」を 5 択で回答させたところ、2 つの肯定的回答の合計が平均 60.2%で、全体的高い満足感を示している中で、肯定的回答は刑事分野 0%の者で最高（66.9%）で、否定的回答は刑事分野 50%以上の者で最高（26.9%）という有意差があった。他方「弁護士としての将来への不安」を 5 択で回答させたところ、肯定的回答が 62.1%あり、全般的満足度と有意な負の関係が認められた。これらの結果によれば、刑事分野の比重が高い者の満足度を高め、不安感を引き下げるには、収入の向上という難問に取り組むことが不可欠であると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 11件）

1. 著者名 藤本亮・宮澤節生・石田京子・武士俣敦・上石圭一	4. 巻 280
2. 論文標題 「純粋未修者」弁護士の初期キャリア：67期弁護士2016年郵送調査データから	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 1-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Johnson David T., Hirayama Mari	4. 巻 14
2. 論文標題 Japan's Reformed Prosecution Review Commission: Changes, Challenges, and Lessons	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Asian Journal of Criminology	6. 最初と最後の頁 77～102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1007/s11417-018-9280-2	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する
1. 著者名 平山真理	4. 巻 28
2. 論文標題 井戸田刑事訴訟法学と被害者参加制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 41-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 平山真理	4. 巻 1
2. 論文標題 今市事件裁判員裁判と取調べ録音・録画の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 牧野茂・小池振一郎編『取調べのビデオ録画：その撮り方と証拠化』成文堂	6. 最初と最後の頁 95-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Mari Hirayama	4. 巻 1
2. 論文標題 A Future Prospect of Criminal Justice Policy for Sex Crimes in Japan: The Roles of the Lay Judge System There	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Jianhong Liu & Setsuo Miyazawa (eds.), Crime and Justice in Contemporary Japan, Springer	6. 最初と最後の頁 303-317
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武士俣敦	4. 巻 1
2. 論文標題 新人弁護士と弁護士界の構造的変化をめぐって：業務分析の知見から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ダニエル・H・フット、濱野亮、太田勝造編著『法の経験的社会科学の確立に向けて』信山社	6. 最初と最後の頁 全19頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮澤節生	4. 巻 18
2. 論文標題 刑事弁護活動の高度化に関する予備的研究：本ミニ・シンポジウムの背景と目的	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 61-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21125	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 平山真理	4. 巻 18
2. 論文標題 2004年・2016年刑事訴訟法改正と刑事司法制度改革：そのインパクトに関する弁護士たちの認識	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 75-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21126	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 菅野昌史	4. 巻 18
2. 論文標題 刑事弁護に関わる登録制度・研修制度とそのインパクトに関する弁護士の認識	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 93-108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21127	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 武蔵勝宏	4. 巻 18
2. 論文標題 刑事分野における委員会活動への参加と刑事弁護高度化への寄与	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 109-123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21128	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 上石圭一	4. 巻 18
2. 論文標題 刑事弁護の経済的基盤と刑事弁護士の所得	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 125-152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21129	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 橋場典子	4. 巻 18
2. 論文標題 刑事弁護の組織的基盤としての法テラスの課題と展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 153-167
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21130	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -



1. 著者名 大塚 浩	4. 巻 18
2. 論文標題 刑事弁護の組織的基盤と都市型公設事務所：その課題と展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 169-186
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21131	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮澤節生	4. 巻 18
2. 論文標題 一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題：その予備的検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山法務研究論集	6. 最初と最後の頁 187-222
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/21132	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮澤節生	4. 巻 101
2. 論文標題 連載の背景・構成と刑事弁護の変化に対する弁護士たちの認識	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 133-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平山真理・菅野昌史	4. 巻 102
2. 論文標題 法改正と登録制度のインパクト	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 151-158
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚浩・橋場典子	4. 巻 103
2. 論文標題 都市型公設事務所・法テラス法律事務所における刑事弁護の現状と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 166-173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上石圭一・宮澤節生	4. 巻 104
2. 論文標題 刑事弁護の経済的基盤と一般法律事務所における刑事弁護	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 175-184
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武士俣敦・上石圭一・久保山力也・宮澤節生	4. 巻 65
2. 論文標題 裁判員裁判時代の刑事分野弁護士活動の高度化・多様化と我が国弁護士界の社会構造 2020年全国弁護士ウェブ調査第1報	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 福岡大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 895-968
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件(うち招待講演 2件/うち国際学会 5件)

1. 発表者名 宮澤節生
2. 発表標題 第62期弁護士調査・第67期弁護士調査の意義と課題
3. 学会等名 日本法社会学会2018年学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 宮澤節生・武士侯敦
2. 発表標題 刑事弁護の「高度化」の可能性を求めて：統計分析と面接調査による予備的検討
3. 学会等名 日本犯罪社会学会2018年大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Setsuo Miyazawa
2. 発表標題 Is Criminal Defense Lawyering in Japan Advancing?: Preliminary Interviews
3. 学会等名 Asian Law & Society Association 2018 Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 上石圭一
2. 発表標題 新人弁護士の所得を規定するものは何か
3. 学会等名 日本法社会学会2018年学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mari Hirayama
2. 発表標題 Sex Crimes in the Lay Judge System and the Prosecution Review Commissions in Japan
3. 学会等名 Asian Law Centre Seminar, Melbourne Law School (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mari Hirayama
2. 発表標題 Reviewing the First and the Appellate Trials of the Imaichi Case: What Are the Issues There?
3. 学会等名 Workshop on Audio-Visual Recording of Interogations in Japan and Australia, Melbourne Law School (招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mari Hirayama
2. 発表標題 The Reformed Prosecution Review Commissions in Japan: Will Lay Participation Change the practices and Impact of Prosecution?
3. 学会等名 Asian Law & Society Association 2018 Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 宮澤節生・武士俣敦・大塚浩・菅野昌史・橋場典子・武蔵勝宏・上石圭一
2. 発表標題 ミニ・シンポジウム「刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する予備的検討」
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮澤節生・武士俣敦・久保山力也・上石圭一・畑浩人・高平奇恵・池永知樹
2. 発表標題 ミニシンポジウム「刑事分野における弁護士活動の高度化と多様化に関する総合的分析：ウェブ調査とインタビュー調査によって」
3. 学会等名 日本法社会学会2021年度学術大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Setsuo Miyazawa
2. 発表標題 The Prestige Structure and the Position of Criminal Justice Lawyering in the Japanese Bar
3. 学会等名 Law & Society Association 2021 (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 宮澤節生・武蔵勝宏・上石圭一・菅野昌史・大塚浩・平山真理	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 367
3. 書名 ブリッジブック 法システム入門：法社会学的アプローチ 第4版	

1. 著者名 ジョン・P・ハインツ、ロバート・L・ネルソン、レベッカ・L・サンデファー、エドワード・O・ラウマン、宮澤 節生	4. 発行年 2019年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 464
3. 書名 アメリカの大都市弁護士	

1. 著者名 Jianhong Liu & Setsuo Miyazawa (eds.)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 352
3. 書名 Crime and Justice in Contemporary Japan	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	久保山 力也  (Kuboyama Rikiya)  (00409723)	大阪大谷大学・人間社会学部・講師    (34414)	
研究分担者	小澤 昌之  (Ozawa Masayuki)  (10711062)	東京学芸大学・教育学部・研究員    (12604)	
研究分担者	平山 真理  (Hirayama Mari)  (20406234)	白鷗大学・法学部・教授    (32204)	
研究分担者	武士俣 敦  (Bushimata Atsushi)  (30190169)	福岡大学・法学部・教授    (37111)	
研究分担者	大塚 浩  (Otsuka Hiroshi)  (30324958)	奈良女子大学・生活環境科学系・准教授    (14602)	
研究分担者	高平 奇恵  (Takahira Kie)  (30543160)	東京経済大学・現代法学部・准教授    (32649)	
研究分担者	武藏 勝宏  (Musashi Katsunori)  (60217114)	同志社大学・政策学部・教授    (34310)	
研究分担者	菅野 昌史  (Kanno Masashi)  (70379494)	医療創生大学・教養学部・教授    (31603)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	上石 圭一  (Ageishi Keiichi)  (80313485)	追手門学院大学・社会学部・教授    (34415)	
研究分担者	畑 浩人  (Hata Hiroto)  (80325133)	広島大学・教育学研究科・講師    (15401)	
研究分担者	橋場 典子  (Hashiba Noriko)  (90733098)	成蹊大学・法学部・助教    (32629)	
研究分担者	秋葉 丈志  (Akiba Takeshi)  (80453009)	早稲田大学・国際学術院・准教授    (32689)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------